



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 15 日(月)
号外第 89 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則
(65) (県土総務課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 入札における談合を防止するため、限定公募型指名競争入札における応募者の審査結果の事前公表を廃止する。
- (2) 社団法人建設コンサルタント協会が一般社団法人に移行したことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 限定公募型指名競争入札における応募者の審査結果の事前公表は、廃止する。
- (2) 本店の所在地に関する応募条件を定めた別表中、R C C Mの資格試験を行う社団法人建設コンサルタント協会の名称を一般社団法人建設コンサルタント協会に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第65号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(応募者の審査)</p> <p>第20条 知事は、調達公告に応募した者（以下この条から第22条までにおいて「応募者」という。）が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを<u>審査するものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>限定公募型指名競争入札においては、前項の規定による審査の結果をあらかじめ応募者に通知するものとする。</u></p> <p>(不指名理由の説明)</p> <p>第22条 限定公募型指名競争入札において、<u>前条の規定により知事から入札者として指名された応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第5（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">設計金額</th> <th style="width: 80%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>測量等業務</td> <td>制限なし。</td> <td>次に掲げる条件の<u>全て</u>に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（<u>一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計金額	条件	略			測量等業務	制限なし。	次に掲げる条件の <u>全て</u> に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（ <u>一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験</u>	<p>(応募者の審査)</p> <p>第20条 知事は、調達公告に応募した者（以下この条から第22条までにおいて「応募者」という。）が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを<u>審査し、限定公募型指名競争入札においてはその結果をあらかじめ応募者に通知し、又は公表するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、限定公募型指名競争入札に参加することができない。</u></p> <p>(不指名理由の説明)</p> <p>第22条 限定公募型指名競争入札において、<u>第20条第1項の規定により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第5（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">設計金額</th> <th style="width: 80%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>測量等業務</td> <td>制限なし。</td> <td>次に掲げる条件の<u>すべて</u>に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（<u>社団法人建設コンサルタンツ協会（昭和38年3月4日に社団法人建設コンサルタンツ協会と</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計金額	条件	略			測量等業務	制限なし。	次に掲げる条件の <u>すべて</u> に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（ <u>社団法人建設コンサルタンツ協会（昭和38年3月4日に社団法人建設コンサルタンツ協会と</u>
区分	設計金額	条件																	
略																			
測量等業務	制限なし。	次に掲げる条件の <u>全て</u> に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（ <u>一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験</u>																	
区分	設計金額	条件																	
略																			
測量等業務	制限なし。	次に掲げる条件の <u>すべて</u> に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（ <u>社団法人建設コンサルタンツ協会（昭和38年3月4日に社団法人建設コンサルタンツ協会と</u>																	

	<p>(技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。)に合格し、その登録を受けている者をいう。)を5名以上常に備えていること。</p>		<p><u>いう名称で設立された法人をいう。)</u>の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験(技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。)に合格し、その登録を受けている者をいう。)を5名以上常に備えていること。</p>
--	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。